

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 介護支援専門員証の有効期間の臨時的な取扱いについて

愛知県での新型コロナウイルス感染症のまん延状況及び介護支援専門員法定研修の実施状況を鑑み、令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡に基づき、下記1の対象者については、下記2の期間において資格を喪失しない取扱いとされていますので御承知ください。

記

1 対象者

愛知県登録の介護支援専門員のうち、現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間にある者

2 資格を喪失しない取扱いとする期間

現在交付されている介護支援専門員証の有効期間の満了日の1年後の応当日まで

3 留意事項

- (1) 本内容の適用を受けるために手続等はありません。愛知県発出の通知（NAGOYA かいごネットの R4. 3. 22 の新着記事に掲載）を介護支援専門員証と併せて保管し、必要に応じて提示してください。
- (2) 次回の更新時に交付される更新後の介護支援専門員証の有効期間（5年間）は本来の有効期間満了日から算定されます。
- (3) 上記2の期間の終期までに更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証の更新申請を行う必要があります。
- (4) 本内容の取扱いは、主任介護支援専門員資格の有効期間には影響しません。各資格の有効期間の管理には十分に留意してください。
- (5) 本内容については、愛知県登録の介護支援専門員に限ります。他の都道府県に介護支援専門員登録がある場合は、登録のある都道府県へ取扱いを確認してください。

※お問い合わせは

愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指導第二グループ
（電話052-954-6261）にお願いします。